平成２６年（フ）第１００１号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５―５棟1010号
債務者　山本清子こと　徐　　清子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１００６号
京都府八幡市男山泉15番地１　Ｃ303
債務者　山本　才子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
奈良市桂木町18番206号
債務者　小林　正一
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２７８号
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅１―301
債務者　松尾　勝子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４７号
広島県尾道市高須町5404番地２
債務者　石岡　寛司
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第４９号
広島県尾道市向東町1359番地４
債務者　川崎　義輝
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第２４０号
大分県別府市大字鶴見4548番地の1212
債務者　池部亜希子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２４１号
宮崎市高洲町174番地３　福富アパート207号
債務者　中嶋　好孝
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５５号
宮崎県都城市前田町17街区１号　ナカモトアパート307
債務者　道場　和美
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第２８３号
鹿児島県鹿児島市吉野町2071番地16
債務者　田渕　香織
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５５号
宮城県柴田郡大河原町字高砂町10番地１
債務者　高橋　勝義
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第５６号
宮城県角田市横倉字明地102番地１パルシティヨコクラＢ棟203号
債務者　牛澤　衣美（旧姓戸島）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１０８号
茨城県牛久市南３丁目30番地５
債務者　久山　孝志
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
茨城県牛久市刈谷町５丁目８番地の７
債務者　田畑　栄子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
長野県飯田市高羽町５丁目７番地６　熊沢住宅２号
債務者　木下　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第７０号
長野県飯田市松尾明7596番地　バン・ベール明Ａ201号
債務者　近藤　恵美
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第４８６号
兵庫県尼崎市立花町２丁目17番14号富士マンション201号、前住所兵庫県尼崎市水堂町２丁目29番１号レオパレス102号
債務者　木村　弘美
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3810番地２
債務者　稲田小夜子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで　松山地方裁判所宇和島支部